

共同相続された定額郵便貯金債権の帰属に関する考察 —最高裁判所平成 22・10・8 判決を中心に—

金 旼 姝*

— 目次 —

- I はじめに
- II 判例の整理
 - 1. 事実関係
 - 2. 審理経過
 - 3. 最高裁判所の判旨
- III 判例の分析・検討
 - 1. 争点の所在
 - (1) 定額郵便貯金債権の法的性質
 - (2) 定額郵便貯金債権の帰属形態
 - (3) 定額郵便貯金債権の遺産分割対象性
 - 2. 検討及び私見
- IV 終わりに

I はじめに

被相続人の死亡時、銀行に各種預金を保有していた場合、共同相続人らは、自分の持分に応じてその預金債権を相続することになる。以後、相続人全員の合意の下で金融機関に上記の相続預金債権の払戻しを請求する場合には、特別の問題が発生しないが、共同相続人のうち、一部が単独で金融機関に自分の相続分に該当する預金債権の払戻しを請求する場合には、これをどう取り扱うか議論が少なくない。

* 韓国崇実大学で博士課程を修了し、2015 年 4 月から広島大学で外国人客員研究員として研究に従事している。

債権の相続において、民法は、898 条で共同相続財産を「共有」と規定していて、最高裁判所は「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権になり、共有関係に立つものではないと解される」と判示している⁽¹⁾。

最近、日本の最高裁判所は、定額郵便貯金債権が共同相続された場合、この債権は、当然分割されない債権であることを確認すると同時にその債権の帰属を「準共有」と判示した⁽²⁾。注目された点は、定額郵便貯金債権が①可分債権なのか不可分債権なのか（法的性質）、②どのように帰属されるのか（帰属形態）③遺産分割の対象になるのかである。

家庭裁判所実務において、共同相続された債権は、可分と不可分でないことを区別せず、遺産分割の対象として扱うのが慣行化されていて、金融機関もまた、相続人全員の合意による相続債権の支払い請求がない限り、相続人一部の個別請求には応じないことが確固とした実務慣行であるという⁽³⁾。このような家庭裁判実務や金融実務は、共同相続された財産の処理について、より慎重な態度を取っているものとみられる。

本報告では、このような法律と判例、家庭裁判実務、金融実務間の差をどう解消できるのかについて検討する。

以下では、Ⅱで本件判例の事実関係と審理経過及び判示事項を紹介して、Ⅲで本件判例の争点3点を検討して、Ⅳで、示唆を提供する。

Ⅱ 判例の整理

(1) 最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 卷 4 号 819 頁、最判平成 16 年 4 月 20 日家庭裁判月報 56 卷 10 号 48 頁。

(2) 最判平成 22 年 10 月 8 日民集 64 卷 7 号 1719 頁。

(3) 片岡武「遺産分割事件における最近の問題点」戸籍時報 647 号（2009 年）42 頁、永井尚子「遺産分割の事件の運営について」家庭裁判月報 60 卷 9 号（2008 年）19 頁以下参照。

1. 事実関係

本件は、Aは、彼の姉Bの財産を相続した後に死亡したが、Aの法定相続人であるXほか3人（原稿、被控訴人、被上告人）とYのほか2人（被告、控訴人、上告人）の間に、A名義の本件定額郵便貯金債権がAの相続財産なのかどうかをめぐる紛争が発生した。それは、BからAが相続した本件定額郵便貯金債権を含めた各財産に対して、Y1がBからその全財産の生前贈与を受けたという理由で、Y1の固有財産と主張したことから始まった。そこで、XらがY1とY2について、その各財産がAの遺産であるということの確認を求める訴訟を提起した。

2. 審理経過

(1) 第1審の判決

「本件預貯金がAの遺産であるといのは、それが当然に分割承継される可分債権であることからして、（中略）預貯金については、当然に遺産分割の対象となるものではないものの、当事者の合意があれば分割の対象になるとするのが、実務の大勢であるところ、Xら及びY2が本件預貯金の分割を求めたのに対して、Y1においてその一部が自己の固有財産であるとの主張をしたことから、調停の進行が確認されれば、Y1としてもそれを前提とするしかないことになるため、今後の調停ないし審判による紛争の解決の可能性が格段に高まると考えられるから、上記の遺産性については確認の利益がある。」旨を判示し、請求を認容した。

(2) 控訴審の判断

本件債権について、「可分債権については、当該財産を遺産分割の対象とするとの共同相続人の合意があるなどの特段の事情がない限り、遺産分割前の共有関係にあることの確認、すなわち、遺産確認の訴えの利益はないと解すべきである。定額郵便貯金は、その預入時において、分割払戻しができない

という契約上の制限が、法律の定めにより付されている。この契約上の制限は、その後の相続によっても何ら影響を受けることなく、当然相続人に承継される。それゆえ、定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合に、その共同相続人が定額郵便貯金債権をその法定相続分に応じて承継取得しても、そのうちの1人がする法定相続分に応じた払戻請求は許されない。その意味で、定額郵便貯金については、預入の日から起算して10年（政府で定められた据置期間）が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手続である遺産分割の対象になるというべきであり、可分債権の例外として、なお遺産確認の訴えの利益がある」と判示し、本件債権に関して控訴を棄却した。

3. 最高裁判所の判旨

(1)「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（7条1項3号）、預入金額も一定の金額に限定している（同条2項、郵便貯金規則83条の11）。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行
使用する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最

終的な帰属は、遺産分割の手續において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手續において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである。」

(2) 「前記事実関係によれば、本件訴えのうち、本件債権がAの遺産に属することの確認を求める部分については確認の利益があるというべきである。同部分につき確認の利益を認めた原審の判断は、結論においては是認することができる。所論引用の判例（最高裁昭和27年（オ）第1119号同29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁）は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。なお、上告人Y1は、第1審判決別紙財産目録記載1の各不動産がAの遺産に属することの確認を求める部分についても上告受理の申立てをしたが、その理由を記載した書面を提出しないから、同部分に関する上告は却下することとする。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」

古田佑紀裁判官は、補足意見で「定額郵便貯金は、分割払戻しをしないことが法律上条件とされている貯金であり、分割払戻しをしないことは、定額郵便貯金契約の内容、あるいはその前提をなすものであるから、定額郵便貯金債権は、貯金契約において、分割行使をすることができず、各預入金額ごとに全体として1個のものとして扱われることとされている債権であるというべきである。相続は、その対象となる権利につき、その性質、内容をそのまま承継するものであるのが原則であり、上記貯金債権について、相続が生じたことによって、全体が1個のものとして扱われるという性質が失われると解すべき理由はないと考える。」と判示し、

千葉勝美裁判官は、補足意見で「法廷意見が、郵便貯金法は定額郵便貯金債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとしている点について、一般に、債権が複数の者に帰属する場合の法律関係は、準共有（民法264条）ということになるが、債権の共有的帰属については、

民法の債権総則中の「第三節 多数当事者の債権及び債務 第一款 総則」では、分割債権関係を原則として規定している（民法 427 条）。したがって、仮に、定額郵便貯金債権が原則どおり分割債権であるとする、相続により各相続人に分割承継されることになり、もはや遺産分割の対象にはならないことになる。ところで、分割債権の属性としては、各債権者は、自己に分割された部分について、独立して履行請求ができるという点が基本的なものであり、そうすると、分割された債権ごとに、相殺、免除、更改等の対象となり、消滅時効の完成の有無も個々の的に判断されるということになろう。そこで、定額郵便貯金債権にこのような属性を認めることができるかが問題となる。この点について、法廷意見は、定額郵便貯金には、法令上、分割払戻しをしないという条件が付されているので、共同相続人が共同して全額の払戻しを求めるしかなく、各相続人が分割承継した部分があると解したとしてもそれを単独で行使する余地はないとしている。また、この趣旨からすると、各相続人は、分割承継した部分を自働債権として相殺をすることもできず、さらに、その消滅時効についても、据置期間経過後、預入の日から起算して 10 年
が経過するまでは、各預金者がその部分についての権利行使が可能であったか否かという観点から考えることはできないことになろう。このように、定額郵便貯金債権は、法令上、預入の日から起算して 10 年が経過するまでは分割払戻しができないという条件が付された結果、分割債権としての基本的な属性を欠くに至ったというべきである。以上によれば、定額郵便貯金債権は、分割債権として扱うことはできず、民法 427 条を適用する余地はない。そう
すると、預金者が死亡した場合、共同相続人は定額郵便貯金債権を準共有する（それぞれ相続分に応じた持分を有する）ということになり、同債権は、共同相続人の全員の合意がなくとも、未だ分割されていないものとして遺産分割の対象となると考えるべきである。なお、定額郵便貯金債権が遺産の重
要な部分となっている事案は少なくないものと思われるが、遺産分割をするに当たって、これを対象とすることにより遺産分割の円滑な進行が図られる

ことにもなろう。」と判示した。

Ⅲ 判例の分析・検討

1. 争点の所在

民法 898 条は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」と規定して、共同相続された財産の帰属形態を「共有」と定めている。学説は、この意味について、法 249 条以下の共有と同じものと解する「共有説」と、全員の合意があれば処分ができるという相続財産の性質と実務上慣行に根拠を置く「合有説」に分かれており、その対立が続いている。判例は、一貫して共有説で「相続財産の共有は、民法改正の前後を通じ、民法 249 条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではない」とした⁽⁴⁾うえで、「第三者が右共同所有関係の解消を求める方法として裁判上取るべき手続は、民法 907 条に基づく遺産分割審判ではなく、民法 258 条に基づく共有物分割訴訟である」と判示した⁽⁵⁾。

そして、この学説の対立は、共同相続された財産が「可分債権」である場合（例えば、預金債権）、さらに細分化され、その帰属については、当然分割債権説⁽⁶⁾、不可分債権説⁽⁷⁾、準共有説⁽⁸⁾、合有説⁽⁹⁾、そして最近の有力に提起されている米倉説⁽¹⁰⁾などに分かれている。判例は、共同相続された可分債

(4) 最判三昭和 30 年 5 月 31 日民集 9 巻 6 号 793 頁、立法者も同じ考えであるのは、梅謙次郎『民法要義（巻之 5 相続編）』（有斐閣、1984 年）112 頁参照。

(5) 最判二昭和 50 年 11 月 7 日民集 29 巻 10 号 1525 頁。

(6) 相続財産のうちの金銭債権は、共有（準共有）の規定と多数当事者の債権関係の規定の適用について、前者が一般規定であり、後者が特別規定と理解している。吉田光碩「法定相続分に応じた定額郵便貯金の払戻請求の拒否」私法判例リマックス 19 号（1999 年）75 頁、伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」法政論集 250 号（2013 年）158 頁。したがって、金銭債権は、遺産分割の対象とならず、共同相続人の 1 人が相続によって取得した債権を債務者に支払いの履行請求が可能なことになる。

権が各相続人に相続分によって当然分割されて帰属する⁽¹¹⁾という態度には変わりがないとみられる。

定額郵便貯金債権も、従来は、可分債権として（法的性質）、当然分割できるかどうか（帰属形態）、可分債権にもかかわらず遺産分割の対象になるかどうかについて学説と判例の議論がそれぞれ分かれていたが、本判決によって（1）全体が1個のものとして扱われるという性質の債権として可分債権ではない点（法的性質）、（2）相続と同時に当然分割されずに、準共有になる点（帰属形態）、（3）遺産分割の対象になる点を明確にしたという評価を受けている。

以下では、本件定額郵便貯金債権の法的性質と帰属形態、遺産分割対象性について検討する。

-
- （7） 相続財産に含まれる預金債権については、各共同相続人は、共同相続人全員のために、銀行に対して預金の払戻しを請求することができ、銀行は、共同相続人全員のために、各共同相続人に対して預金の払戻しを行うことができることになる。我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年）396頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社、1992年）340頁、中田裕康『債権総論〔第3版〕』（岩波書店、2013年）468頁など。
- （8） 共有となる債権が、なぜ非共同的な分割債権になるのかを論じながら、当然分割帰属説を否定する。共同相続された債権は、共同的帰属の一つの形態として、同264条の準共有になると考え、直線的に当然分割されるのではなく、共有債権の請求、弁済関係や1人の債権者について生じた事由の他の債権者に及ぼす影響などについて、原則として同427条以下の規定が適用されるという。品川孝次「遺産＜共有＞の法律関係」判例タイムズ121号（1961年）1026－1027頁。
- （9） 大阪地判平成7年3月17日旬刊金融法務事情1422号38頁、詳しいのは、潮見佳男『相続法（第4版）』（弘文堂、2011年）96頁以下参照。
- （10） 準共有説から出発して、預金債権は、同264条の準共有になり、遺産の共有の特殊性から、同条の但し書の「特別の定め」とは、同427条ではなく、同898条及び906条（遺産の分割の基準）等の相続法に規定されたルールになるという。米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続－当然分割帰属なのか」法学雑誌タートンヌマン6号（2002年）42頁以下、これについて詳しい学説の検討は、古川璽子「預金債権の共同相続についての一考察」銀行法務21・783号（2015年）36頁以下参照。
- （11） 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁、最判平成16年4月20日家庭裁判月報56巻10号48頁。

(1) 定額郵便貯金債権の法的性質

既存の学説と判例は、金銭債権である定額郵便貯金債権を可分債権として理解するのを前提としたので、法的性質に対する議論より、その帰属形態が当然分割なのかどうかと払戻請求が可能かどうかの問題とされてきた⁽¹²⁾。

本件の第 1 審は、定額郵便貯金債権について、「当然分割継承される可分債権なので」と判示し、原審は、「可分債権の例外として、また遺産確認の訴の利益がある」と判示して可分債権で理解した。しかし、本件最高裁判所の判決は、「相続が生じたことによって、全体が 1 個のものとして扱われるという性質が失われると解すべき理由はない」、「分割債権として扱うことはできず、民法 427 条を適用する余地はない」と判示した。

この判決の以後、学説は、定額郵便貯金債権の法的性質について、「最高裁は、まず、可分債権性を否定したことは明らかである。また、これまで金銭債権が共同相続された場合には、不可分債権となるとする見解があった。この見解によれば、共同相続人の一人が全額を請求しうる (428 条) こととなる。判決は、共同相続人は共同してのみ全額の払戻を請求できるとするから、不可分債権となるとの立場は採ってはいないといえよう」⁽¹³⁾とか、「貯金債権は、本来可分債権であるが、法律で不可分としている以上、それを承継するとする理論は、正当なものと位置づけることができる」⁽¹⁴⁾と評価する見解もある。

(2) 定額郵便貯金債権の帰属形態

定額郵便貯金債権は、郵便貯金法上、預入のときから起算して 10 年経過した後でなければ、貯金の払戻請求はならないという条件が付いているので⁽¹⁵⁾、

(12) 高部眞規子「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」金融・商事判例 1369 号 (2011 年) 10 頁参照。

(13) 田中康博「定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴 - 最判 2010 年 10 月 8 日民集 64 巻 7 号 1719 頁の検討を中心に -」神戸学院法学 42 巻 3・4 号 (2013 年) 137 頁。

(14) 松川正毅「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」判例時報 2127 号 (2011 年) 162 頁参照。

郵便局の窓口実務には、共同相続人の一部から法定相続分に応じる払戻請求がある場合について、分割払戻が認められないことを理由にそれを拒絶することが原則的対応であるという⁽¹⁶⁾。

学説と判例は、定額郵便貯金債権を可分債権であるとみながら、共同相続された可分債権の帰属形態の判例⁽¹⁷⁾と通説⁽¹⁸⁾によって、当然分割されて払戻請求ができるか、条件が付いて当然分割されないので払戻請求ができないかの問題と解してきた⁽¹⁹⁾。

① 当然分割帰属説（払戻肯定説）

「銀行預金の共同相続について、実務が相続人全員の共同による払戻を原則としているにもかかわらず、判例の趨勢が当然分割説に立って、相続人の一部からの払戻請求に応じるべきだとしていることとのバランスからいえば、分割されるものとする考え方が妥当である」と主張する見解⁽²⁰⁾があり、東京

(15) 定額郵便貯金は、郵便貯金法（平成 19 年施行）7 条 3 号で「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの」と定義する。また、「その据置期間の経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない」（同法 52 条 1 項）と規定し、据置期間については、「預入の日から起算して 10 年が経過したときは、通常貯金となる」（同法 57 条 1 項）と定めている。しかも、郵便貯金に関する権利が相続などによって引き継がれる場合について、郵便貯金規則 33 条は、郵便貯金に関する権利が相続および会社の合併、具体的には分割によって継承された場合の添付する書類は、相続においては戸籍謄本又は相続に関する証明書、会社の合併または分割において合併および分割に関する証明書として、2 人以上の相続人がある場合には、その請求をする相続人以外の相続人の同意書を提出しなければならないと規定する。

(16) 森永淑子「定額郵便貯金債権の共同相続と相続預貯金に関する法理－平成 22 年 10 月 8 日民集 64 巻 7 号 1719 頁を中心として－」成城法学 81 号（2012 年）204 頁参照。

(17) 最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 巻 4 号 819 頁、最判平成 16 年 4 月 20 日家庭裁判月報 56 巻 10 号 48 頁。

(18) 当然分割債権説として（注 6）参照。

(19) 詳しく判例の分析については、森永淑子「定額郵便貯金債権の共同相続と相続預貯金に関する法理－平成 22 年 10 月 8 日民集 64 巻 7 号 1719 頁を中心として－」成城法学 81 号（2012 年）208 - 222 頁参照。

地判は、「分割払戻しを制限した規定は、相続によって債権が当然に分割される場合にまで及ぶものではない」と判示した⁽²¹⁾。

② 当然分割帰属否定説（払戻否定説）

定額郵便貯金債権自体は、各相続人に分割帰属しているが、債権行使につき契約上の制限があり、これが相続人により承継されているから分割払戻に相当する法定相続分相当額の払戻請求は認めないという見解⁽²²⁾と「共同相続人の相続債権行使の便宜のためというだけで、相続債権の不可分の性質が可分に変化するいわれがないから、定額郵便貯金の分割払戻禁止は、契約上の制限であり、権利者が相続によって変動したからといって、その契約上の制限が変化しないとした判断は正当である」という見解⁽²³⁾がある。

東京高判と多数の判例⁽²⁴⁾は、「預入時の条件に反する払戻請求として、国がこれに応ずる義務のないことは明らかというべきである。(中略) 契約上の制限が付されていたものであり、共同相続によって債権が当然分割され、債権者が複数となったため、相続人全員からでなければ一切の払戻しが認められないという結果は、右契約上の制限として当然の事理というべきであり、他の相続人の意思によってその行使上の制約を受けることは、まさにそのよう

(20) 分割払戻しを制限した規定は、相続によって債権が当然に分割される場合にまで及ぶものではない」と判示した東京地判平成 10 年 2 月 13 日の結論に同意した見解として、吉田光碩「法定相続分に応じた定額郵便貯金の払戻請求の拒否」私法判例リマークス 19 号 (1999 年) 75 頁。

(21) 東京地判平成 10 年 2 月 13 日金法 154 号 61 頁、東京地判平成 8 年 11 月 8 日判例タイムズ 952 号 228 頁。

(22) 青竹美佳「判批」月刊司法書士 475 号 (2011 年) 63 頁、吉岡伸一「預貯金・貸金庫の管理をめぐる諸問題」『新家族法実務大系 (3)』(新日本法規出版、2008 年) 159 頁参照。

(23) 河田貢「判批 (平成 15 年度主判解)」判例タイムズ 1154 号 (2004 年) 118 頁。

(24) 東京地判平成 10 年 8 月 31 日訟務月報 45 巻 10 号 1835 頁、東京地判平成 15 年 1 月 20 日金融・商事判例 1170 号 45 頁、東京地判平成 20 年 2 月 6 日金融法務事情 1845 号 52 頁。

な特約のある債権を承継した結論に他ならないのであって、何の不合理も存在しない」と判示した⁽²⁵⁾。

本件最高裁判所の判決は、定額郵便貯金債権について、「その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」、「分割債権として扱うことはできず、民法 427 条を適用する余地はない」、「共同相続人は定額郵便貯金債権を準共有する（それぞれ相続分に応じた持分を有する）」という立場を取っているものとして、過去の裁判例の単なる踏襲ではなく、実体法上、定額郵便貯金債権の帰属につき当然分割帰属されないことを最高裁として明らかにした⁽²⁶⁾。

（3） 定額郵便貯金債権の遺産分割対象性

従来 of 学説は、遺産分割対象性についても、定額郵便貯金債権の法的性質は可分債権の場合を適用して、遺産分割対象否定説と遺産分割対象肯定説及び折衷説などに分かれていた⁽²⁷⁾。

判例の場合、定額郵便貯金債権を遺産分割の対象とする合意がないのにされた遺産分割の申立てについては、「金銭債権は相続開始とともに相続分の割合で分割され、遺産分割の対象とならない」として、その申立を却下した裁判例も見られるが⁽²⁸⁾、定額郵便貯金については、法令上の払戻請求が許されないことに着目し、「定額郵便貯金については、実質的に遺産の準共有と同様な事態が継続することになるので、遺産の共有状態解消の手続である遺産分

(25) 東京高判平成 11 年 3 月 15 日訟務月報 45 巻 10 号 1896 頁。

(26) 高部眞規子「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」金融・商事判例 1369 号（2011 年）12 頁、特に「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」と述べて、これを明確に否定している。私見もこれに賛同する」という。吉岡伸一「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益の有無」金融法務事情 1929 号（2011 年）10 頁参照。

(27) これに対して詳しい学説及び判例の紹介と検討は、石丸将利「最高裁判所判例解説」法曹時報 65 巻 5 号（2013 年）1114 - 1123 頁参照。

(28) 福岡家小倉支審平成 17 年 6 月 27 日民商法雑誌 139 巻 1 号 100 頁。

割の対象となる」とする判示もある⁽²⁹⁾。本件の原審も、共同相続人の相続分による払戻請求が許されないので、「10 年が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手続である遺産分割の対象になる」と判示した。

しかし、最高裁判所は、「その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになる」と判示して、定額郵便貯金債権は、遺産分割の対象とすると合意の有無には関係なく、準共有として遺産分割の対象になる点を明らかにした。

2. 検討及び私見

(1) 法的性質について、定額郵便貯金債権が、可分債権として当然分割される場合、相続人との公平な財産の分配が難しくなるので、結論として、不可分性を認め、遺産分割の対象とするのは妥当であると考え。なお、この事件で扱っている他の共同相続債権である銀行預金、郵便局通常貯金、定期貯金などは第 2 審で当然分割される債権であることを理由にいずれも却下されたという点を見ると、本件定額郵便貯金債権は、上の可分債権とは別途に区分し、扱われていることを知ることができる。

しかし、最高裁判例は、定額郵便貯金債権が共同相続される場合、分割債権として扱うことはできず、準共有となると判示して、その「帰属形態」については明示したが、これが可分債権か、不可分債権か、その「法的性質」については、明確に言及しなかった。

債権関係の一般論によって⁽³⁰⁾、債権が性質上可分であるとしても例外的に当事者間の特約、法律の規定、共同関係、取引慣行などによって不可分債権関係が成立するという点に着目してみると、定額郵便貯金債権の本来の性質

(29) 福岡高決平成 17 年 12 月 28 日家庭裁判月報 58 巻 7 号 59 頁。

は可分であるが、法令上の条件が付いて一つのものに取り扱われる不可分債権関係が成立したものと解釈できると考えられる。

（2）帰属形態について、本件定額郵便貯金債権は、基本的に相続財産であるので、民法 898 条により「共有」とみなされるが、「数人で所有権以外の財産権を有する場合」に当たるため、同法 264 条の準共有で説明ができると考えられる。これは 264 条のただし書である「法令に特別の定めがあるとき」に該当し、『郵便貯金法』という特別法令に従うと簡単に解釈することもできると考える。

ただ、判例の論理に従ってみれば、可分債権が相続された場合、準共有の規定を経ず、多数当事者の債権関係にある当然分割帰属（分割債権関係への帰属）と認めるなら、不可分的に帰属する債権の場合である本件定額郵便貯金債権についても、民法 428 条によって不可分債権関係に帰結されることが論理的であると考えられる。

もちろん、結論的には、不可分債権関係に帰属させる場合、共同相続人 1 人（債権者）の払戻請求にも銀行（債務者）は全体の債務を履行しなければならない結論に達することになって⁽³¹⁾、相続財産の公平な分配という共同相続の趣旨にも合わず、実務上許容できないという点を考慮して「準共有」で

(30) 通説である当然分割債権説をもう少し見てみると、債権債務が共同的に帰属する多数当事者関係として、総有的形態、合有的形態、共有的形態の 3 類型を考えることができ、民法 427 条以下の規定は、その 3 類型のうち、共有的な形態にある多数当事者の債権関係を規定しているという。民法 427 条は、別段の意思表示がないとき、多数当事者の各債権・債務は、平等な割合で分割される債権・債務となるが、その適用があることは共有的形態の債権関係について限定されて、合有的、または総有的の形の債権関係を認めることについては別段の意思表示がないときにも、民法 427 条によって分割される債権関係になることはないと理解されている。我妻栄『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983 年）336 頁など。

(31) 不可分債権説を見ると、不可分債権に関する 428 条を適用する場合、各債権者が単独で全額の履行を請求することができるとしているので、共同相続人の利益を害する恐れがあるという。我妻栄・有泉亨『民法 3 親族法・相続法』（一粒社、1992 年）269 頁。

判示したのではないかと考えられる。

しかし、準共有に帰属すると考えれば、共有の性質から、各相続人は持分の処分が自由になる⁽³²⁾ので判例の論理に若干の疑問が生じる。

結論的に、判例が共同相続された定額郵便貯金債権、つまり不可分的な債権の帰属形態を準共有と解釈するためには、その前提が民法 264 条のただし書にあるということを明確にすることが論理的に妥当であると考えられる。さらに、共同相続された可分債権の場合にも準共有の規定を引用しないまま、当然分割帰属するという点についても再び考慮してみなければならない問題であると考えられる。

(3) 遺産分割対象性について、実務上可分債権の場合にもほとんど遺産分割の対象に処理しているので可分されない債権については遺産分割の対象とするのが当然の結論のように見える。また、実務上、共同相続人間の遺産の公平な分配のためには、不可分債権のみでなく、可分債権も遺産分割の対象性を認めていることには賛同する。

しかし、その定額郵便貯金債権が不可分的に帰属する共同相続債権であると判示したが、最終的な帰属形態が「準共有」である以上、共有という性質に従って思えば、結論的には当然分割説と同一に各自の持分の処分が可能であるという解釈が可能なので⁽³³⁾、遺産分割の対象とする根拠としては、多少不足しているのではないかと考える。

思うには、相続財産の性質上、遺産分割の対象になるための債権の帰属形態は、合有的関係であると解釈するのが最も適切である⁽³⁴⁾と考えられる。合

(32) 準共有説によると、これは各相続人のもつ債権は分量的には不完全なものであるとしても、それ自体 1 個の債権であることによる。したがって、各相続人は債権上の持分を処分することもできる。右近健男『新版注釈民法 (27)』(有斐閣、1992 年) 6 頁。

(33) 準共有説によると、各共同相続人と債務者との間に生じた事由は、その当事者間においてのみ効力が持つにすぎず、この点では分割債権説と同一になる。右近健男『新版注釈民法 (27)』(有斐閣、1992 年) 6 頁。

有物の処分は、全員の同意が必要であり、各自の持分の処分も制限されるので⁽³⁵⁾、遺産分割の対象になる財産の帰属形態として適切ではないかと考えられる。

一方、最近、最高裁第1小法廷は、遺産分割の際、預貯金が遺産分割の対象になるかどうかについての審理を大法廷に回付した⁽³⁶⁾。本件のような定額郵便貯金ではないが、預貯金が遺産分割の対象にならないとした今までの最高裁判例をどの論理で見直すのかが注目される。

IV 終わりに

以上では、本件判例の争点を共同相続された定額郵便貯金債権の1. 法的性質、2. 帰属形態、3. 遺産分割対象性に関して検討した。その他にも、民事訴訟法上の遺産分割の前提の問題として確認の利益があるのかどうかの問題もあるが、ここでは取り上げなかった。

まず、定額郵便貯金債権が共同相続財産の重要な部分を占めている事案が少なくないので、結論的に、可分債権であるかどうか、遺産分割の対象になるかどうかについて明確な整理が行われたという点において実務上意義が大きいと考えられる。また、この判例は、単に郵便貯金法で定める定額郵便貯金債権という特殊な債権の共同相続と関連された事例に過ぎないと考えられるが、大きくは、共同相続された財産が債権である場合、特に、その帰属形

(34) 定額郵便貯金債権が遺産分割の対象となるとの結論と導くための方法論としては、同債権は共同相続人に合有的に帰属するとの見解、同債権は共同相続人に共有的に帰属する（準共有する）が、特則である民法427条の規定が適用されない性質の債権であるとの見解が考えられるという。石丸将利「最高裁判所判例解説」法曹時報65巻5号（2013年）1131頁。

(35) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社、1992年）333頁。

(36) 産経新聞 <http://www.sankei.com/smp/affairs/news/160323/afr1603230033-s.html>、日本経済新聞第46731号（2016年3月24日）46頁。

態が単純な分割債権関係にない場合、その法的性質によってどのような形態で帰属するかの問題にも応用されるだろう⁽³⁷⁾。

なお、可分債権の相続に際し、遺産分割不要と解する解釈上の問題として、「遺産分割特有の共有を、物権編上の共有と同じように解している点」を指摘する声もある⁽³⁸⁾。多少批判があるが、実質的に各種法令及び銀行実務などにより一部払戻及び処分が禁止されるなど、共同相続財産を合有的帰属形態とみたうえで、家裁実務に照らして、すべて遺産分割対象となる点などを考えてみると、解釈論として相続編の「共有」の意味をより広い意味の共有、つまり「共同所有」の概念と考えることができるのではないかと考えられる。

最近、日本民法債権法の改正において、法制審議会は、第 6 回会議で債権の準共有との関係、つまり多数当事者の債権関係の規定と準共有の規定が重畳される場合、どのような規定が優先的に適用されるかを明確にしようという提案があった⁽³⁹⁾。結論的には、今回の改正民法には反映されていないが、共同相続された債権の帰属について、絶え間ない学説の対立と多様な判例の立場、実務上の乖離を考慮すると、新しい解釈論と立法論によりこのギャップが解決されることを期待している。

(37) 例えば、株式、投資信託受益権、国債などの共同相続の場合、相続の開始と同時に当然分割されない債権で判示している。最判平成 4 年 4 月 10 日家月 44 巻 8 号 16 頁、最判平成 26 年 2 月 25 日民集 68 巻 2 号 173 頁など参照。

(38) 松川正毅「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」判例時 2127 号判例評論 634 号 166 頁参照。

(39) 法制審議会「民法（債権関係）部会第 6 回会議議事録－平成 22 年 3 月 23 日」法務省のホームページ http://www.moj.go.jp/shingi1/SHINGI_100323-1.html 参照。